

第 15 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成 18 年 11 月 18 日（土）

午後 1 時 00 分～午後 3 時 00 分

場所：八戸市総合福祉会館 2F 多目的ホール

司会： どうもお待たせいたしました。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第 15 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

会議に先立ちまして、本日の会議資料、こちらの確認をさせていただきたいと思います。本日の資料でございますけれども、委員の皆様様に事前に送付してございます次第、それから資料 1 から 4、資料 7 から 10、その他に本日お手元の方に、未定稿で送ってございます資料 1 と 2、これは差し替えとなります。それから、当日配布予定の資料 5、資料 6、これらを配付してございます。大変お手数ですが、もう一度資料のご確認のほど、お願いいたします。

それから、添付書類とは別に資料 10 ということで送ってございますけれども、一次撤去のマニュアルの変更というのがございます、マニュアル書の変更になりますので、同じもので穴をあけたもの、それを別に 3 枚紙でお配りしてございますので、マニュアルの変更の方の差し替えもよろしくお願ひしたいと思ひます。資料の差し替えの方と、それから本日配付資料、よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、青森県出納長より御挨拶申し上げます。お願いいたします。

出納長： 青森県出納長の長谷川でございます。推進協議会の開会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。また、県境不法投棄現場の原状回復対策をはじめ、県政万般にわたりまして御理解と御協力をいただいていることに対しまして深く感謝を申し上げます。

さて、県境不法投棄現場では、廃棄物撤去量が 78,000 トンを超え、鉛直遮水壁工事においては壁本体が完成いたしまして、浸出水貯留槽等の完成を残すのみとなっているなど、皆様方の御協力によりまして原状回復に向けた作業が着々と進んでおります。

前回の協議会以降、県では新たに 100 ミリ以上の大きさの廃プラスチックと木くずの処理につきまして、八戸市内の処理施設と契約を締結するなど、平成 24 年度までの全量撤去に向けて取組を進めているところでございます。

本日は、第 13 回の協議会においてお示しいたしました廃棄物本格撤去計画書案について、住民説明会や技術顧問会で出されました御意見を踏まえて見直しを行いましたので、その内容につきまして御協力をいただきたいと思いますと考えております。

また、前回の協議会における提言事項に対する回答や実施計画の変更案等につきまして、事務局より御報告申し上げますこととしております。

委員の皆様方には、忌憚のない御意見・御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶といたします。

よろしくお願い申し上げます。

司会 : どうもありがとうございました。

それでは議事に移らせていただきますけれども、以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定によりまして古市会長にお願いをしたいと思います。どうぞ、会長席の方をお願いいたします。

古市会長 : 皆様、こんにちは。

いつもと違うところで、若干アクセスが悪いですがけれども、新たな会場で新たな気持ちで、もう15回目ですがけれども、今日は、先ほど長谷川出納長様からお話がありましたように、本格撤去の計画案がある程度まとまりましたので、これについて御審議いただくというのが今日のメインでございます。報告事項も、今日沢山ございます、前回の宿題事項等ですね。そういうものについても皆様に御報告して、できましたら何らかの御意見・コメントをいただきたいと考えてございます。

今日の本格撤去計画案が認められ、それを進めていくと、もうかなり順調に作業が進んでいくわけですがけれども、今後、最終目標としての環境再生というもののイメージと言いますか、達成レベルですね、こういうものを具体的に検討していかないと、同時にそういうことを、6年後を目指しながらそういうことをしていけないと間に合わないと思います。その時、どういう視点でこれを検討するかということが非常に重要だと思うんですね。その時、うちの大学でちょっと調査をさせて、途中段階ですがけれども、どういう視点で誰のためにと言った時に、やはり青森県全県のためにとというのが半分以上なんですね。次が日本全体のことを考えた再生のあり方。その次が田子町についてと。このような順番になっているということを聞いています。

とすることで、そのような多額の税金が使われて、それに見合ったやはりプラス効果を出していくためにはどうしたらいいかということ、これから皆様方と一緒に審議、検討していきたいと思っております。

そういった面で、今日もそういう議論が若干出てくるかも分かりませんが、その時はよろしく御意見を頂戴したいと思います。

では、座って進行させていただきますので、委員の先生方にはよろしく御協力の程をお願い申し上げます。

では、さっそくですが、協議事項の方を検討していただきたいと思っておりますので、事務局の方から、この計画案につきまして、これは資料の1から5までについて全部一挙に説明していただけますね。

はい、じゃあ事務局さん、よろしくお願いいたします。

事務局 : 環境再生計画担当の福士と申します。失礼して、座って説明させていただきます。

これから、協議事項といたしまして廃棄物本格撤去計画書(案)について、資料1から5に基づき、順次御説明してまいります。私の方からは、計画書案の内容説明に先立って、まず技術顧問会における提言内容について御説明させていただきます。資料の順番とは異なり、恐縮でございますが、お手元の資料5をご覧ください。

技術顧問会は、去る7月18日及び11月6日に開催し、本計画書(案)について技術的な見地から助言・評価、御提言をいただいております。

第1回技術顧問会におきましては、(1)廃棄物の既往調査についてでございますが、「これ

までの調査による現状把握について、ボーリングと電気探査で現場の状況のトータルを押さえているのであれば、廃棄物の総量については相当程度の精度は認められるが、どの程度の精度で行われているのかを記載してはどうか。」との御提言があり、この御提言を踏まえ、既往調査の内容をこれから策定する本格撤去マニュアルに別添、本資料の最後のページにあります「廃棄物調査の概要」を添付することといたしました。

次に（２）掘削前のリスク低減策についてでございますが、「後年度に掘削するエリアについては、掘削するまでの期間を利用して廃棄物層の換気対策や浸出水対策を行い、掘削時には作業環境等が改善しているような方策も検討してはどうか。」との御提言があり、この御提言を踏まえ、本格撤去計画書（案）を修正追加いたしました。この修正追加の内容につきましては、後ほど資料１の御説明の際に、計画書案の前後関係及び全体をご覧いただきながら、改めて御説明させていただきます。

（３）掘削による作業環境及び周辺環境についてでございますが、「本格的な掘削で発生する粉じんに伴う有害物質の飛散の可能性があるから、これについては、現場の作業員への影響が考えられるほか、周辺住民にとっても気になる場所であるので、それについても考慮すべきである。」との御提言があり、この御提言を踏まえ、これまで同様に作業環境測定の中で毎日の粉じん調査を義務づけるとともに、作業環境基準を定め、濃度に応じた防護対策を行うことにより作業員の労働環境安全を確保していく。また、周辺環境モニタリングの中で現場境界での有害大気モニタリングを実施しており、引き続き結果を広報していくことといたします。

２ページをご覧ください。

（４）環境再生についてでございますが、「特措法の枠の中では原状回復だけであるから、環境再生は県の事業になる。そこで、広く一般県民からアイデアを募ってから、それらを参考にした専門家による技術的・経済的に考慮された環境再生の提案を受けるといような、二段構えでの提案募集を検討してはどうか。」との御提言があり、この御提言を踏まえ、一般県民と専門家の二段構えで環境再生の提案募集をすること及びその手法について検討していくことといたしました。

３ページをご覧ください。

第２回技術顧問会におきましては、（１）環境再生についてでございますが、第１回の技術顧問会に引き続き、「環境再生に関するアイデア募集については、県民に「自分たちで問題を解決する。」という方向性を持たせることが重要である。どのような方法で検討を進めるにせよ、県民を絡ませるべきである。」との御提言があり、この御提言を踏まえ、県民の皆様が参加いただけるような環境再生に関するアイデア募集の手法について検討していくことといたしました。

（２）進捗状況の管理についてでございますが、「撤去完了年度が決まっていることから、撤去の進捗状況をきちんと管理し、実績に応じて適宜見直しを行いながら、確実に期限内に撤去が完了できるよう進捗状況の管理を行うことが重要であり、本格撤去計画にその考え方を明示すべきである。」との御提言がございました。

（３）災害発生時等の専門家との協議についてでございますが、「予期できない災害等により本計画の実施に問題が生じた場合は、専門家と協議しながら迅速かつ適切に対応するという計画を明示すべきである。」との御提言がございました。

（４）リスクコミュニケーションについてでございますが、「このような事案の場合、情報

共有によるリスクコミュニケーションが重要であるので本格撤去計画の中にリスクコミュニケーションの基本的な考え方を明示すべきである。」との御提言がございました。

4ページをお開き下さい。

(5) 普通産業廃棄物の処理先についてでございますが、「特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物の区分は、既往調査結果等に基づき、しっかり確認し、特別管理産業廃棄物は特別管理産業廃棄物処理施設へ、普通産業廃棄物は普通産業廃棄物の処理施設へ搬出すると書いたほうが理解しやすいのではないかと。また、普通産業廃棄物として区分したものであっても特別管理産業廃棄物も扱える処理施設に持っていく場合や普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設に持っていく場合がある。特別管理産業廃棄物も扱える施設に持っていくものについてはそれ以上の確認は不要であるが、普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設に持っていくものについては、更にチェックをかけて、特別管理産業廃棄物に相当するということであれば特別管理産業廃棄物処理施設に搬出することをきちんと説明したほうが理解しやすいのではないかと。」との御提言がございました。

最後に5ページをご覧下さい。

(6) 撤去完了確認の公開についてでございますが、「撤去完了の確認については、撤去作業の最終確認となることから、県民を含めて広く情報公開し、情報の共有を図ることが重要である。」との御提言がございました。

(7) 作業環境管理についてでございますが、「日常監視と現場作業の流れ(基本フロー)について、作業開始前と作業中に分けて何をやるのかわかりやすい図とすべきである。」との御指摘がございました。

私の方からは以上です。

事務局 : 環境再生計画担当の稲宮でございます。私の方から、資料1と2に基づきまして、今申し上げたような2回の技術顧問会における提言などを踏まえまして、先に御説明いたしました本格撤去計画書の案を修正した部分がございますので、その点について説明をさせていただきます。

資料2の方が前回御説明したものと今回訂正のあった箇所の新旧対照表になっておりまして、資料1の方は新しい、直した撤去計画の案ということで、修正のあった部分を赤の点線で囲っております。資料1に基づきまして順次訂正のあった部分、修正をいたしました部分について説明をさせていただきます。

まず、一番最初のところでございますけれども、資料1の2ページをお開きいただきたいと思っております。

ここの部分は、本格撤去計画における前提条件のところでございますけれども、まず先ほど説明をいたしましたけれども、技術顧問会におきまして「特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物の区分は、これまでの調査結果等に基づきましてしっかりと確認し、特別産業廃棄物は特別管理産業廃棄物の処理施設へ、普通産業廃棄物は普通産業廃棄物の処理施設へ搬出するという流れであることをきちんと書いた方が理解しやすいのではないかと。」との提言をいただきましたので、それを踏まえまして、黒の枠で囲まれている前提条件の 適正処理、それから 処理先の部分について一部言葉を補いまして主旨を明確化しております。

まず の適正処理でございますが、赤枠の中を補いまして、「処理にあたっては、既往調査及びサンプリング調査の結果に基づき特別管理産業廃棄物及び普通産業廃棄物に区分し、その

区分毎に廃棄物処理法の基準および産廃特措法の基本方針に従って適正に処理する。」という
ような表記にさせていただきました。

処理先につきましても、同様の主旨から、「処理にあたっては、上記の適正処理の前提条件に基づき、自区内で処理することを基本とする。」という形の表記にさせていただいたものでございます。

次に、四角の黒枠の下に赤の点線の枠で囲んでいる部分がございますけれども、その下3行を追加いたしました。まず、下から3行目と2行目のところでございますが、これにつきましては技術顧問会におきまして、災害発生時等の専門家との協議の必要性についての御提言がございましたので、ここの部分につきましては追加をさせていただきました。追加したのは、「なお、予期できない災害等により本計画の実施に問題が生じた場合は、専門家と協議しながら事案に応じて迅速かつ適切に対応する。」ということで、災害発生時等の専門家の協議の項目を入れさせていただいたところでございます。

それから、最後の行でございますけれども、ここはリスクコミュニケーションの部分でございます。「このような事案の場合は情報共有によるリスクコミュニケーションが重要であるので、撤去計画の中にリスクコミュニケーションの基本的な考え方を明示すべきである。」という御提言をいただきましたので、ここにつきましては、最後の行でございますが、「県は、本格撤去計画に関する情報を広く公開し、県民等と情報を共有するものとする。」、ここの部分を追加させていただいたところでございます。

次は4ページでございます。中段のところに赤の点線で囲んだところが2ヶ所ございますけれども、まず上のところでございますけれども、技術顧問会におきまして「撤去の完了の最終年度が決まっていることから、撤去の進捗状況をきちんと管理し、実績に応じて適宜見直しを行いながら、確実に期限内に撤去が完了するよう進捗状況の管理を行うことが重要であるので、本格撤去計画やその考え方を明示すべきである。」という御提言をいただきましたので、「廃棄物の搬出量は、実績に応じ、適宜、見直しを行いながら管理する。」という部分を追加させていただきました。この部分につきましては、これまでの一次撤去においても実際に行っていることでございますけれども、実際、撤去を進める上で、例えば車両の故障ですとか、搬出予定台数が1台欠けるですとか、悪天候で1日お休みになるというようなことがございます。一次撤去の場合ですと、大体1日20台出していくと計画どおりその年度分の実績を終えることができるということになっていきますけれども、こういうふうにはいろいろな事情から1台欠けるですとか、1日休めば20台欠けるということが実際には起こってまいります。そのような場合には、例えば1台欠けたような場合ですと次の日1台増やしてリカバリーをする。20台ですと1日でというわけにはいきませんので、その次の日から1週間、2週間をかけてリカバリーをするとか、そういうふうな考え方で実際に撤去を進めております。ということで、1日単位、週単位、月単位ということで計画に対して遅れが出たような場合については速やかにリカバリーをしながら、実績量を見ながら、そういう管理をしながら撤去を進めていくと。そして、遅れのないように進捗管理をしていくという考え方をここに入れさせていただきました。

その次でございます。の部分でございますが、ここの部分で、「なお廃棄物と互層になっている覆土については」という形で、覆土というところに赤の点線で囲っております。これは、以前は土壌というふうに表記しておりましたけれども、いろいろと検討していく中で、土壌の中には覆土の部分と地山の土壌の部分があると。これについては、後々きちんと分けて書

いた方が理解しやすい、紛れがないだろうということでございますので、覆土の部分については土壌という表記から覆土という表記に替えさせていただいたものでございます。

次、5ページでございます。

廃棄物撤去の考え方でございます。これも、先ほども申し上げましたけれども、技術顧問会におきまして「搬出する廃棄物は調査結果に基づき、しっかりと確認し区分した上で、特別管理産業廃棄物は特別管理産業廃棄物の処理施設へ、普通産業廃棄物は普通産業廃棄物処理施設へ搬出するというのを分かりやすく書いた方がよしい。」ということで、実際のやることとしては変わってないのですけれども、実はこの部分は前回までは(1)が廃棄物の区分、(2)が廃棄物の確認ということで分けて書いておりました。ですが、流れとしてはこの二つを一緒にして、提言にあったような流れを一つの文章の中で書いた方が分かりやすいということでまとめさせていただいたものでございます。

中身を読みますと、「(1) 廃棄物の区分及び確認、 廃棄物は、既往調査結果に基づき、ブロック毎に廃棄物処理法の基準により、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、それぞれ必要な許可を有する処理施設へ搬出するものとする。 特別管理産業廃棄物は、さらに、重金属やダイオキシン類が特管判定基準を超過しているもの(特管1)とVOCのみが特管判定基準を超過しているもの(特管2)に区分する。なお、特別管理産業廃棄物2については、掘削・選別作業によりVOC濃度が変化していることが考えられることから、必要に応じて分析を実施し、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物のどちらに該当するか確認のうえ、該当する処理施設へ搬出する。 普通産業廃棄物のうち、普通産業廃棄物のみの許可を有する処理施設へ搬出する予定のブロックについては、適正処理の観点から、掘削前にサンプリング分析を実施し、普通産業廃棄物であることを確認のうえ、普通産業廃棄物処理施設へ搬出する。」

ということで、二つの部分を一緒にしまして、どういう確認をして、確認をしたものがどういう施設へ行くかということを一つにまとめて、内容の明確化を図ったものでございます。

続きまして、1ページ開いていただきまして7ページでございます。この7ページのフローにつきましては、内容的には特に変わったものはございませんけれども、まず左の、真ん中のあたりのところに水分調整としているところが赤枠で囲まれてございますけれども、これは以前、石灰混合という表記にしておりました。ただ、水分調整の方法としては、現在は石灰混合を使っておりますけれども、今後いろいろな技術的な進歩等で、その他の方法というのも出てくる可能性がございますので、ここは水分調整という言葉で表現をさせていただくことで言葉を置き換えさせていただきました。

右側のところにも水分調整が1ヶ所ございますけれども、それも同様の主旨でございます。

一番右のところ、茶色くなっているところに覆土と書いてございますけれども、これも以前は土壌と書いていたのを、先ほど申し上げた主旨から覆土に替えさせていただきました。

一番下のところの米印で、覆土というのは廃棄物の上層および中間層の土壌ということで、覆土の定義も明確化のために書かせていただいたところでございます。

続きまして、9ページになります。一番上、2 - 5 撤去進捗管理でございます。これについては、技術顧問会で、進捗状況をきちんと管理するよという御提言がございましたので、それを踏まえて、2 - 5 のところに「廃棄物の撤去管理は、日常的な統計管理により進捗状況を把握し、適宜、計画の見直しを行う。また、定期的(1ヶ月毎)に情報公開を行う。」というところを追加させていただきました。

その下、2 - 6のところでございます。これにつきましても、2ヶ所、公開とその結果の公表ということがございますが、これは撤去完了の確認の公開につきましては、撤去作業の最終段階となりますので、県民を含めて広く情報を公開し、情報の共有を図ることが大事であるという技術顧問会の提言をいただきましたので、そういう形で、地山の出た範囲について公開のもと確認していく。それから、のところでございますが、前回は、地山確認の際、土壌サンプルを採取して確認分析をするというふうに書いておりました。当然、その結果というのは公表するというので考えていたのですけれども、計画の中でしっかりとその部分を書いておいた方がよろしいということでございましたので、この結果を公表するという部分を追加させていただいたものでございます。

次が10ページでございます。真ん中のあたり、また赤の点線で2行ほど追加させていただいております。これは技術顧問会の中で、掘削前のリスク低減について引き続き対策を検討していくようにという御提言をいただきましたので、そのような主旨からこの2行を追加させていただいたところでございます。

次が13ページでございます。この部分、3ヶ所ほど、水分調整等の関係で赤枠で囲まれているところがございます。これは、前お話ししたように、以前は石灰混合としていたところを水分調整とする等、言葉の置き換えをさせていただきました。

次が15ページになります。中段のところ、(1)ののところにも覆土というところがございます。これも同じような主旨で、土壌を覆土という表現に替えさせていただいております。

最後になりますけれども、16ページ、作業環境管理についてということで、一番下のフローのところを枠で囲ませていただいておりますけれども、技術顧問会の中で、日常監視と現場作業の流れについて、作業開始前、作業中に分けて、何をするのか分かりやすくすべきであるという御提言をいただきました。以前は、ここが作業開始前と作業中を一連で書いておりましたので分かりづらいというような部分がございますので、はっきり、作業開始前、作業中として、作業準備の段階で作業開始前に一度測定をして、ちゃんと作業環境が管理基準以下であるかどうかを確認した上で、もし基準値を超過しておれば作業環境を改善してから開始しますよというのが作業開始前の流れです。また、の作業中、一旦作業を開始してからでも、作業中の粉じんとか有害物の測定を行いまして、管理基準値をもし超えていたら作業を中断して、作業環境が改善したのを確認してから作業を再開いたしますよということで、実際、やっていることは変わらないのですけれども、書き方として、より分かりやすい形に改めさせていただきました。

修正箇所は以上でございますけれども、このような形で、いただきました提言を踏まえて、実際やることとしては大きく変えたところはありませんけれども、新しい考え方として追加すべきであるという御提言をいただいた部分を追加させていただいたと。それから、表現的により分かりやすく明確に書いた方がよろしいという点について、分かりやすい表現に心がけて修正をさせていただいたというところでございます。

私からは以上でございます。

事務局 : 同じく環境再生計画担当、佐々木と申します。

続きまして、資料3、資料4について御説明いたします。

それでは、資料3ですが、この添付資料は前回の協議会の際に、本格撤去計画書案の資料集

としてお知らせしたもののなかで、表現を練り直したり若干の修正を施した部分を再度添付しております。内容は、廃棄物の確認分析や覆土の判定、そして廃棄物撤去後の撤去完了確認や地山の土壌の汚染の有無の確認方法といった重要な事項の説明となっております。

資料1の本格撤去計画書案の7ページ目の撤去基本フローと一緒にご覧いただくと、より分かりやすいかと思しますので、お願いいたします。

それでは1ページ目からまいります。まず、特別管理産業廃棄物2（VOCのみ）の確認分析方法です。県境の廃棄物は、これまでの各種調査から、特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物がおおよそ半分ずつとなっておりますが、ブロック管理していく中でバランス良く撤去搬出していける見通しとなっております。しかし、バランスが大きく崩れるような事態となった場合には、VOCのみの汚染により特管物となっているブロックの廃棄物について確認分析を行いまして、普通産廃と判定されるものがあれば普通産廃として処理施設へ搬出することを考えております。これは、撤去基本フローの中では左側、オレンジ色の特管の処理フローの中段にありますひし形のVOC確認分析の部分にあたります。VOCは、御存知のとおり揮発性を持つものが多いことから、掘削や選別といった工程を経ることでその濃度が変化することが考えられるため、普通産廃となっているものが多いと想定しております。

判断基準といたしましては、公定法による分析を行い、特管判定基準によることとします。ただし、これまでの各種調査で全く検出されていない項目や、この表の特管判定基準より更に厳しい土壌環境基準を大幅に下回っている項目については省略することとしたいと考えております。

右側の2ページですが、サンプリング方法は、廃棄物のブロック管理と同じように1,000m³毎に分析を行うこととして、掘削、選別の済んだ廃棄物を仮置きしたものの1,000m³毎に5点から採取して、それらを等量混合して一つの分析試料とします。VOCにつきましては、中央の1地点から分析試料を採取することを基本とします。

続きまして、3ページ目をお開き下さい。3ページは覆土の分析・撤去判定方法です。こちらは、本格撤去計画書の基本フローでは、右側黄色の部分の、普通産廃の方の黄色部分の中段のひし形、覆土の確認分析の部分にあたります。投棄現場の廃棄物の覆土や中間覆土には、現場の元々の土が使われておりますが、これは赤く、粘土質であることから、廃棄物と明らかに違っており、目視により確認して、分離可能な場合は場内に仮置きすることになります。そして、確認分析を行い、土壌環境基準値以下であれば安全な土壌として場内で再利用をすることを考えます。基準値超過の場合には、もちろん適正に処理いたします。なお、分析方法は公定法によりますが、分析項目につきましては、先ほど御説明しましたVOCのみの汚染の特管物と同様に、現場でこれまで検出されていない項目などは省略することとしたいと考えております。

サンプリング方法は、廃棄物の分析判定の際と同様に、1,000m³毎に分析を行うこととして、仮置きした土壌1,000m³毎に5点採取して、それらを等量混合して一つの分析試料といたします。VOCにつきましては、中央の1地点から採取して分析試料といたします。

続きまして、5ページ目をお開き下さい。こちらは地山の分析・撤去判定方法です。これは、廃棄物の撤去完了の確認方法についてですが、前回の協議会の時の資料を見直ししております。具体的には、地山土壌の分析確認だけでなく、廃棄物そのものの撤去完了の確認方法についても明示して、分かりやすくしております。

まず、廃棄物の撤去完了につきましては、撤去関係者だけではなく、広く公開のもとに目視で確認することにします。廃棄物を撤去して出てきた地山を重機により掘削して、廃棄物が無いかを更に確認いたします。その上で、(ウ)の方になります。廃棄物の撤去が確認された地山につきましては、今度は土壌の汚染の有無を確認いたします。確認方法は、その方法によりVOCの調査と重金属等の調査に分けて慎重に行います。そのどちらについても確認が完了して初めて地山の安全宣言、廃棄物の撤去完了が確認されたこととなります。

分析項目につきましては、覆土と同様に、土壌環境基準により確認を行います。ただ、これまでと同様に、これまでの各種調査で検出されていない項目などは省略することを考えております。

それでは7ページ目をお開き下さい。汚染土壌の撤去完了確認の中で、VOC調査とそれ以外の調査がありましたが、まずはVOCの調査について御説明いたします。調査の流れとしましては、このページのフローのとおりとなります。VOCは、まずスクリーニング調査としまして表層ガス調査を行いまして、汚染が疑われる箇所の特定をしてから実際に土壌を採取分析して、撤去すべき汚染範囲を確定することになります。

まず、アの表層ガス調査ですが、30m区画毎に、真ん中の1地点で土壌表層のガスを吸引してVOCの有無を確認します。土壌がVOCで汚染されていればVOCガスが検出されますので、この場合は汚染箇所の特定のために更に細かい10mにメッシュを切り直して再度ガス調査を行います。それでVOCが検出された10mの区画につきましては、今度は撤去部分を確定するために深さ方向の調査に入ります。(ウ)です。深さ方向に1m間隔で土壌を採取して公定法により分析いたします。廃棄物が撤去された後の現場は、難透水性の地盤までおおよそ5mから10mの深さと想定しておりますが、その範囲の中で汚染が確認された土壌につきましては撤去することになります。

続きまして、次のページをお開き下さい。こちらの方は、VOC以外のもの、重金属等の調査についてです。調査の流れにつきましては、ここのフローのとおりとなります。VOCと同様に、まず30m区画、そして10m区画でスクリーニング調査を行い、汚染箇所の特定をしてから今度は撤去すべき汚染範囲を確定することとなります。

まず、アの表層土壌調査、30m区画ですが、30m区画毎に5点から土壌を採取いたします。これらを等量混合して公定法により分析いたします。その結果、基準値を超過していれば、汚染箇所特定のために細かい10mにメッシュを切り直して、再度土壌を採取して分析を行います。それで、基準値超過となった10mの区画を確定し、今度は撤去部分を確定するために深さ方向の調査に入ります。(ウ)ですが、深さ方向の調査につきましては、深さ方向に1m間隔で土壌を採取して分析いたします。VOCの時と同様に、汚染が確認された土壌は撤去することとなります。こうして、土壌環境基準値の超過が確認された土壌は撤去し、最終的に撤去完了となります。

次のページには、参考として、普通産業廃棄物のサンプリング調査というものを載せております。これは、本格撤去計画書のフローの部分では、一番頭の部分、既往調査及びサンプリング調査、一番最初に特管物、あるいは普通産廃といったものをブロック管理する一番最初の部分にあたりますが、その部分について再度載せております。これにつきましては、前回の協議会の資料としてもお見せしておりますが、普通産廃処理施設で処理をする普通産廃につきましては、掘削前に採取して分析し、特管判定基準値を超過していないことを確認した上で普通

産廃処理施設に出しますので、その調査方法については変更ございません。

以上のとおり、添付資料について説明いたしました。

続きまして、資料4について御説明いたします。この資料は本格撤去計画書案を基にして、これから策定いたします本格撤去マニュアルの構成案でございます。現在の一次撤去にあたりましては、一次撤去マニュアルを作成して、それに従って慎重に撤去作業を進めてまいりました。この資料で、赤で記載している部分は、一次撤去マニュアルから新たに追加になる項目部分です。例えば、今資料3で御説明いたしました廃棄物や土壌の分析判定方法、また計量関係、そういったものが赤字で書かれておりますが、これらが追加される項目となります。

前回の協議会では、本格撤去計画書案に資料集を添えておりましたが、その資料集の内容を基本にマニュアルを構成していきます。本格撤去にあたりまして、本格撤去マニュアルに従って周辺環境や作業環境といったものに十分に配慮しながら慎重に撤去作業を行います。

以上で、資料3と資料4の説明を終わります。

古市会長： はい、ありがとうございます。

本格撤去計画書案について、資料1から5番につきまして丁寧に御説明いただきました。本体は資料1でございますけれども、これが13回の時に、前の前の会の時に提示されました。その前に、資料5で御説明いただきましたように技術顧問会というものが立ち上がりまして、このところで原案を検討、県の方でお作りいただいたものを第1回の技術顧問会で少し練り、それをこの13回の本協議会に提示させていただいたと。その後、14回で更に深く御審議いただき、その上で住民説明会というものを開いたわけですね。

それで、いろいろ御意見をいただきまして、今日の15回に向けて本格撤去計画書案を提示するにあたりまして第2回の技術顧問会を開催し、専門家の先生方から技術的な観点、更に社会的視点から総合的に見て検討をしていただきまして、御意見をいただいたと。それを踏まえて、更にブラッシュアップしたものが皆様のお手元にあるものでございます。

基本的にはこの資料1を御検討いただくわけなんですけれども、資料3は、本格撤去計画書というものは撤去にあたっての基本的な考え方を示したものでございまして、その具体的な詳細手順等につきましてはマニュアルというものが多分できて、今日、計画書がご承認いただきましたらそれを踏まえてマニュアルを作っていく。また、今日の資料3のような少し分岐、分別していく処理のプロセスの判定基準みたいなものですね、それを詳しく検討したものが提示されていますので、それを見ながら議論していただきますと有り難いかなと思います。

ということで、以上、資料1から5につきまして全般的な御意見でも結構ですし個別的でも結構ですので、今日でこの議論というものが、お認めいただければ作業に入るということになりますので、よろしく御審議いただきたいというふうに思います。

いかがでございでしょうか。どこからでも御意見をいただければ。

釜淵さんですね、よろしくお願いたします。

釜淵委員： 覆土の部分と地山の部分をサンプリングするわけですが、サンプリングをする人と言いますが、委託した要員なのか、またそのサンプリングをする時の確認方法を誰がするのか。そしてサンプリングされたサンプルが、試験室に持ち込むまでの管理をどのようにするのか。その辺のマニュアルと言いますが、あったらお聞きしたいと思いますが。

古市会長： 覆土の部分ですか。

釜淵委員： 覆土と地山、両方サンプリングする時の方法です。

古市会長： では、資料3につきましたですね。これを誰がどのような方法でこの資料3に基づいて行うのかということなんですけれども。事務局の方でよろしくをお願いします。

事務局： 今の御質問につきましては、本格撤去計画案、資料1の9ページに書いてありますが、2-6撤去完了確認のところにも書いてあります。いずれにつきましても目視の確認や重機での掘削、あるいはサンプリングといった一連の作業につきましては公開して、地元の方に立ち会いしていただきまして、その過程をきちんと確認していただきます。分析機関につきましては、今のところは委託でちゃんとした分析を行える許可と言うか、計量証明の事業所に委託することを考えてはありますが、こちらの方、当然きちんとした許可を受けた分析機関でありますので、その中で不正が行われるといったことはちょっと考えづらいかと思います。いずれにつきましても、我々、県の方も、あるいは地元の方にも立ち会っていただいて、きちんと確認をして分析を行うということを考えております。

古市会長： はい、いかがでございましょう。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

川本委員、お願いします。

川本委員： 資料1の7ページ目の撤去の基本フローのあたりなんですけれども、前回、この話が出て来た時に質問をしたようにも記憶をしているのですが、一つは、最後に、いずれも加熱処理というような書き方で、特別管理産業廃棄物と通常の産業廃棄物との違いがこの図の中では見えないというような質問をしたと思うのですが、何かお答えがあって、私納得していたような気がしていたのですが、今日改めてこれを見てみると、特別管理産業廃棄物というのはそれなりに管理をしてそれなりの、通常の産業廃棄物の焼却などとは違う温度条件などでやるべきものだという事だと思しますので、何か同じ加熱処理という書き方と同じ事をするのかなという印象が、イメージですね。ですから、特別管理産業廃棄物に適した加熱処理とか、何かそんな注釈でもあれば違いがよく分かると思うのですが、その点が一つ。

それから、特管物の中程にVOCの確認分析、ここでVOCが本当に含まれているかどうか判定するわけですが、例えば5ページの基本的な考え方のところにも、掘削・選別作業をする段階で飛んでしまっているかもしれないという書き方があります。だとすると、VOC確認分析をした後の選別をした段階で、主たる土の部分というのは左側の粒度調整物から仮置きへ行くんだと思いますが、この段階でもまた含有量が変化している可能性も、細かいことを言うとあると思うんですね。ですから、この辺が時間的な流れが割と短ければいいと思うのですが、一旦確認分析をした後に選別をします、その後仮置きをちょっと長くやっておく間にまた変わっているかもしれない。とすれば、この仮置きの後にも確認分析があってもしかるべきかなと。ちょっと複雑になるんですが、このあたり、2ページ前で言っていることとそのフローとの整

合性がちょっと取れていないような気がします。この点が1点。

それから、特管物がそのまま再利用とか再資源化というのは何となくちょっとおかしいんじゃないかと思imasるので、石とか有価物がそのままダイレクトに再利用、再資源化と、一旦どこかで特管物が外れないとこれはいかないものではないかと思うのですが。この点、ちょっと御質問したいと思imas。

それからもう一つは、言葉なんですけれども、特別管理産業廃棄物というのはこういう言葉が確かにあるわけですが、普通産業廃棄物という言い方はするのかどうか、ちょっと何となく違和感があって、単に産業廃棄物でいいようにも思うのですが。ただ、対比としてこう言った方が分かりやすいといえれば分かりやすいとは思imasけれども。こういう言葉が通常使っているのかどうか。ちょっとお尋ねしたいと思imas。

以上です。

古市会長： 最後はどういう意味でしょうか。4つ目。

川本委員： 特別管理産業廃棄物はそういう用語がもちろんありますけれども、普通産業廃棄物という言い方はするのかどうか。

古市会長： これは、ずっとそういう使い方をしていまして、特管相当ということと、それ以外のものという区分けをしているんですね。

川本委員： それを普通産業廃棄物という言葉で置換えていると。

古市会長： そうですね。特管相当というのはずっと、第1回から議論している言葉でございます。環境省の方でもそういうような言葉づかいでやっています。

そうしたら、前半の3つの部分について御質問がありましたので、1つ目が特管と普通の、図2-3ですね、7ページです。これ、もちろん場外に搬出して適正に処理するということでの加熱処理なんですよ。ここの部分の違いを書き分けるかどうかというお話。この辺は最初の前提条件のところである程度それなりの思想は書かれてございますけれども、この辺について事務局のご見解をお聞かせいただきたいと。2番目の、VOCの水分調整等があって、水分が違った時に更なるチェックが必要ではないかという御質問です。3つ目が、特管物、VOCの相当で特管2の部分の右にいて選別されて、再利用とか再資源化されるけれども、特管のままでこういうのできるのでしょうかという御質問だと思imas。この3点につきまして、よろしくお願imas。

事務局： 今の川本委員からの御質問、3点についてお答えしますが、まず一番先の特管の加熱処理と普通産廃の加熱処理の違いですけれども、これはあくまでも特管は特管の処理施設に持っていき、それから普通産廃は普通産廃の許可を持っている処理施設に持っていくということで、前段で定義してしまimasるので、そこで、ここでまた新たにそれをまた書く必要はないのではないかと。物によって、それは処理の仕方は違うと思うのですが、加熱温度とかそういうものが違うと思うのですが、基本的には廃棄物処理法上の維持管理基準というものがござimasして、

それに基づいた形でやっていくものというぐあいに理解しておりますので、あえてここでまた書くということになると、相当な細かいところまで表示していかななくてはならないのではないかと。その部分については前段の方の5ページの方で我々の方としては表記していると考えております。

それから2つ目のVOCの後の判定なんですけれども、そこで一旦VOCの確認調査をやるということなんです。また仮置きしてということになると、仮置きというよりもそこである物をやるわけですから、2回やるということは、ちょっと分析に、あるいは手順に複雑さをもたらすと。それよりも、そこで判断しちゃって、これはもう普通の産廃である、逆に言えば、今、川本委員がおっしゃられたことは、仮置きしていることによって更に普通産廃に移行する可能性が高いんじゃないかとおっしゃられるかと思えますけれども、もうその前に判断してしまうということをしてしまわないと次の処理施設に持っていく順序、準備、そういう行為に対していろいろと弊害がもたらされる可能性の方が高いものですから、どちらかと言うともうそこで判断をしちゃうと。判断をしてそれを出してしまうと。それでやっていきたいという具合に考えております。

それから、特管物の方の有価物、あるいは再資源化ということですが、いわゆる、ここで考えているのは、例えば特管物の廃棄物のブロックがありますと、その中に例えば金属類があったり、そういうものであれば、それはもう特管とか普通産廃とか関係なくそういう金属については資源化できるのではないかという判断なんです。ですから、そこには金属が特管であるとか普通産廃であるとかという判断はしなくてもいいんじゃないかなという具合に考えております。あくまでも加熱処理に持っていくための廃棄物の判断ということだけで御理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

古市会長： 川本さん、いかがですか。多分2番目と3番目はリンクした御質問だったと思うんですけれどもね。VOCに関しての、飛散していった特管から外れるんじゃないかと。その後も水分等によって変わっていったとしても、特管であるものをリサイクルするというのはどの辺で線引きをしているんだというような御質問だったと思うんですよね。

今、お答えがあったかと思うんですけれども、安全側で、もう普通産廃ですよというようになった物について、このような更なる選別をして、有効利用できるもの、また普通産廃処理するものという分け方をするんだという考え方なんですよね。いかがでございましょうか。はい、ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。大久保委員、お願いします。

大久保委員： 資料3の8ページと10ページでございますけれども。

VOCの調査で深度方向は1m間隔の調査を行い、最終的には難透水性の地盤までが限界と規定されておりますけれども、重金属調査、10ページの方はその規定が無いんですけれども。それはどこまでいくということで考えておりますでしょうか。

古市会長： 深さ方向ですね。難透水性地盤までだろうとは思いますが、その辺、お考えを御説明いただけますでしょうか。

事務局：御説明いたします。VOCにつきましては、元々が水によって汚染が拡散していくものから、難透水性、水がそれ以上染みていかない岩盤以降には多分行かないでしょうということですから、こういう表記にしておりますが、重金属につきましてはもちろん1m毎に採って分析をして、超過していれば更に1m、1mと、ある限りは当然確認して、超過している部分までは完全に取り除くということと考えております。

大久保委員：別に限界を決めなくても、ある分については取るんだということですね。分かりました。

古市会長：他にいかがでございましょうか。
工藤委員、お願いします。

工藤委員：運搬車両の関係なんですけど、これを見ますと、今度19年度から1日45台くらいの車両が通行するようなんですけど、今までどおりグループ単位で走行するということなんですけど、これはこれでよろしいと思うのですが、1日45台、これは午前中ですよ。そうした場合は、何台くらいずつグループ走行するのか。また、冬期間の場合、なかなか場所はカーブもきついし。まあ道路は広いのですが非常に大変だと思うのですが、その場合、この時間帯はそういう産廃の車両が通行しますというような標示を道路にするような方法を考えれば、一般車両の場合気を付けるんじゃないかと、そういうことを考えておったんですが、いかがなものでしょうか。
それからもう1点ですが、分別作業、今度作業所が大きなのができるわけですが、この場合で、現場作業の流れとして、作業開始の時は有害ガスなどの測定などがあるわけですが、作業中の測定ということもあるのですが、これは時間を決めてあるわけですか、それとも何か粉じんがうんと舞ってきたからその時やるということなんですか。その辺を伺いたいと思います。

古市会長：はい、ありがとうございました。

20台だったものが45台と、2倍以上であると。朝方それが集中するし、それが効率的に安全にできるためのグループ走行等、どういうふうにお考えでしょうかということですね。2点目は、監視モニタリングで、作業中のそういう測定・判定はどうされるんでしょうか、時間を決めてやられるのか、それともずっと連続的にやられているのかとか、その辺についてお教えいただきたいということです。よろしくお願いします。

事務局：運搬車両についての御質問がありましたのでお答えいたします。現在も、最大4台のグループ走行で運搬しておりますけれども、今後も最大4台ずつのグループ走行を考えております。ですから、45台だとしますと10グループちょっと位の走行ということになるかと思えます。それから、冬期間の道路標示の話がありましたけれども、これについても、現在もできるだけの工夫はしておりますけれども、また地元の皆さんの意見を聞きながら改善できるものは改善して、安全な運搬に努めていきたいと考えております。
以上です。

工藤委員：分かりました。

古市会長： 2点目の方は。佐々木さんですか、はい。

事務局： 作業環境測定の方につきましては、現場では有害なガスにつきましては常時測定器械を置いて測定しております。粉じんにつきましては、作業中に当然発生しますので、今のところは作業中に、作業を開始して濃度が一番高くなったと考えられる時間帯、今は10時頃と、午後2時頃に2回測定しております。これで管理をしておりますが、今のところ、一次撤去マニュアルの方に決めております粉じんの管理基準値よりも一桁から二桁低い値でしかまだ検出されておられません。この辺は常時観測して、この値に変動があれば当然管理基準値の方を見直していきます。

工藤委員： はい、ありがとうございました。

古市会長： はい、どうも。運行につきましては、住民の方の御意見も反映してやりたいということですので、マニュアル等のところで、その辺また踏まえてやっていただければと思います。

いかがでしょうか。他に。

釜淵さん、お願いします。

釜淵委員： 会長、福士先生、西垣先生に聞きたいのですが、1,000m³の5ヶ所からサンプリングするわけですが、5ヶ所からサンプリングした5点を1つのサンプルにするわけですが、その場合、たまたまその5ヶ所から採ったのが同一の基準なら何も問題が無いでしょうが、たまたま1の地点から採ったのがすごく基準が高い、そして2、3、4は普通の基準だとなった場合、それを混ぜた場合はどの基準になるんですか。薄まるんでしょうか、その強いのが残るんでしょうか。一つのサンプルにした場合ですね。お聞きしたいのですが。

古市会長： どうでしょうか。西垣先生、答えていただけるでしょうか。

西垣委員： 西垣でございます。

資料3の4ページのところの重金属の方についての質問でよろしいでしょうか。

確かに、これは公定法で一応我々の土壤汚染対策法でこういう形で決めております。おっしゃる通り、この5点の中で1ヶ所濃い所のものを持ち込んできて、5つをもう一度攪拌して1個作ります。それはやっぱり薄くなります、おっしゃる通り。ただ、一応今のところ、重金属の分析というのは、こういう方法でやっていけば漏れが少ないだろうということで、こういう方法を現在のところは法律でやっているような状況でございます。今回、30mで全体をやっておりますが、12ページのところで、これは普通の方ですが、ここでは20mですからより精度がいいと言ったらおかしいですかね、普通は30mでやっていますが、普通のものと言ってしまったら困るからということで20mでやっているということで、精度は少し良くなっていることは良くなっていると思っております。

おっしゃる通り、薄くなることは薄くなります。

古市会長： はい、非常に難しい、方法論そのもの、原理の問題に対する御質問ですけれども、これ、今、西垣先生の方からお答えいただいたと思うのですけれども、公定法でこういうふうに行いましょうと取り決めをして、これが空間代表をしていると。ですから、全体の平均をする時には5点ぐらいの空間平均で、トータル混ぜるとこのぐらいになるでしょうという、混ぜることの代表性の問題なんですよ。統計的に多分解析しないとダメだろうとは思いますが。

釜淵委員： コストダウンのために、1,000m³という大量な土砂でありますので、5ヶ所から採ったのを、その5点を試験した方がコストダウンになるかならないか、その辺も十分考えてやった方がいいんじゃないかと思ひまして質問を申し上げました。

古市会長： なるほどね、はい。

それをやりますとね、きりがなくなる可能性もあるんですよ。更に高くなった所をもう少しメッシュを切ると。この資料で全部ございまして、30mが10mになるとかいう話。ですから、どこかで空間代表性みたいなものを出していかざるを得ないんだと思います。釜淵委員のおっしゃることはごもっともなことだと私どもも考えます。ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。時間も押してございまして、特段御意見がこれ以上無いようでしたら、この本協議会といたしまして本格撤去計画書案を了解したいというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。

それでは本協議会においては、この本格撤去計画書案を了承するというに致したいと思ひます。

それでは後半の報告事項につきまして、順番に説明してもらいたいと思ひます。まず報告事項の1番目の第14回協議会における質疑・提言事項に対する回答、これ資料6でございまして、説明をお願いします。

事務局： はい、それでは資料6に基づきまして説明いたします。

これについては前回の14回の協議会で提言されたことについての現在の状況を御報告したいということでございます。

一つ目は、協議会を岩手県と合同開催することについて検討するということでございました。このことについては、多くの委員の方から、現場の再生については両県がいっしょの気持ちで取り組む必要があるとか、岩手県の状況を青森県の方から情報提供してもらいたい。節目の時期に両県の協議会を合同で開き、話し合う場を設けて、意見交換ができればもっとうまく進むのではないかというような意見を頂きました。

県としても、委員の皆様と同じような認識を持っておりましたので、11月の9日に岩手県の方にお伺いして、そのことについて協議してまいりました。その結果、岩手県も同じような考えであると、本県と同じような考えであるということが分かりました。

と言うことで、まずは両県の協議会の委員による情報交換会の場を設けることから始めたらどうかということで基本的に合意しております。ただ、いつ、どのようなやり方で開催するかということは、今後両県で事務的に詰めていきたいと。その両県の協議の経過等については、その都度この協議会の方に報告をしていきたいと考えております。これが一つ目でございます。

二つ目は、全県的な視点で議論するため、委員の追加を検討することという御提言がありました。委員の皆様からは、これについても、原状回復事業は税金で賄われているので、説明責任があると。そういう意味で、情報をもっと広い視点で公正に公開すべきであると。それから、情報公開と同時に、青森県の中でも一般の方や行政や、あるいは議会に関係している方に入ってもらって、税金の使われ方を評価してもらうべきであるという意見の一方、せっかく風評被害やモニタリングで被害が出ていない中では、このまま最終的に撤去に入っていたきたいと。あまりにも意見が多くならない方がよいというような意見もございました。

このことについては、非常に我々としては重く受け止めておりますけれども、はっきり言って、今、検討中であるという状況でございます。皆様御存知のとおり、本県では非常に厳しい財政事情を抱えておまして、来年度の当初予算の編成にあたって、これまで以上の歳出削減、そういう努力が求められております。具体的に申せば、この協議会の開催費用を含む一般政策経費についてということなんですが、これについても前年度から約20%削減しなさいという状況になっております。このような状況で、委員を増やすのは非常に難しいのかなと考えておりますけれども、そういう事情があったとしても、全県的な視点での議論を効率的に行うにはどういう方法があるのか、何かいい方法はないだろうかということを現在、今、いろいろと考えている状況でございます。これまでのところ、資料にありますように、1つとして、現行委員の改正時、これは来年の7月になります、19年の7月になりますが、現在の委員数の範囲内で見直して、広く県を代表する有識者等についても委員とすることとか、あるいは協議会の設置要領の中に会長は云々という具合に、出席を求めてその意見を聞くことができると、こういう規定もございます。この規定に基づいて必要に応じていろんな人の意見を求めるということの案を出しながら、今現在、事務局の方で検討をしているという状況でございます。これについては、委員の皆さんからも何か方法論について御意見をいただきながら、もっと詳しくと言うか、具体的に検討をしていきたいと思っております。もし、何かいい方法がありましたらお知らせいただきたいなと考えている状況でございます。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

今、こういうことを検討してございますという御報告なんですが、若干御意見をいただいてもいいわけですね。

いかがでしょうか、前回の協議会におきまして、岩手県と行政区域が走っていますけれども、現場は一つだと。ですから、協力しあったらいかがでしょうかという御提案等が種々いただきましたけれども、これにつきましては早速岩手県の方に出向いていただきまして、これはあれですか、事務局レベルで情報交換をまずすると。その上で、結果についてここで御報告いただくような形を考えているということですか。

事務局： 方法論についても、まだ具体的なものはまだ。例えば、ここに岩手県の事務局の方が来て報告する方法もあるだろうし、いろんな方法があると思っておりますけれども、いずれにしても、お互いが何をやっているか今はっきりしていない状況だと思うんです。ですから、そういうものをまず、両県の協議会の委員のメンバーの方がお互いに何をやっているかということを知ることが必要なんじゃないかという認識は一緒になりまして。

古市会長： なるほど。当初は合同検討委員会をやっていましたけれども、その後、3年ほどは独自に両県分かれて審議して検討してきたわけですね。ですから、ある意味で我々はもちろん青森県のこととはよく分かっているんですけども、すぐ隣の岩手県の内容がよく分からないと。調査状況とか対策がどこまで打たれているんだろうとか、県民の意識はどうなっているんだろうかというようなことがよく見えないんですよ。だから、その見えないレベルの違いみたいなものを、意識の違いみたいなものを持ったまま議論をしちゃうと、合同でやっちゃうとなかなかすりあわせが難しいよというご配慮だと思うんですね。

これにつきまして、何かいい方法論、前回「一緒にやったらどうですか。」と御意見をいただいた方、何かお考えございますでしょうか。

とりあえず事務局レベルで調整していただくということでもよろしいですか。

多分ね、大分やっていることが違うんじゃないかなという気も私はするんですけどもね。青森県の調査だとか分析だとか、それから本格撤去に向けてしっかりやってきているというのは自負できるわけなんですけれども、本当にそのレベルに合ったようなことが向こうでもやられているかどうかというのは、まだ分からないわけですよ。ただ、それが合わないと、片一方だけが一生懸命やっても片一方がやってなかったらなかなかうまくいかないわけですよ。その辺なんですよ。その辺で大久保さん、何か御意見ございませんか。

すいません、福土委員お願いします。

福土委員： いきなり両委員が全て集まってやるというのは、方向性がはっきりしないままやると効果が薄いのではないかと、私自身は思っております、ですから、とにかく我が方の委員会に岩手の事務局の方が来て、現状をざっと大事なところを含めて御説明いただいて意見交換をします。それを相互に、こちらは向こうの委員会に行って、事務局がまず説明をします。対策から何か全部説明できるはずがないんですよ、対応とか。それを受けて、その後ぐらいに考えて、じゃあ委員会を合同でちょっとやりましょうとか、その場合、全員行かなくてもとか、いろんなことが出てくるのではないと思うんですけども、いかがでしょうか。

古市会長： なるほどね。例えば、青森県で今までやってきた状況を岩手県の方に行き、「こちらの方ではここまで、このようにやっていますよ」と、「次のステップはこうですよ。目標はこうですよ。」と、環境再生に向けて、その辺のところを御説明に行かれると。また、意見をいただいて帰ってくると、これを交互にやるということですね。なかなか、まずその辺からいくと効率が良さそうな気もいたしますね。

西垣委員、お願いします。

西垣委員： 住民の方にとりましては、周辺環境のモニタリングが青森県の場合には一応やられています、岩手県ではこうですと、やっぱりそれは両県の方、両方とも是非知りたいことではないかなと思うんですね。だから、両方ともデータは公開されておられると思いますけれども、その辺、やっぱり住民がお互い、もう境というのは行政区の境ですから、住んでおられる方にとっては同じような地域でございますので、その辺の情報はきちりと住民の方には共有していただけるような形を是非取ってあげてもらいたいなと私は思いますが。

古市会長： はい、多分そうだと思うんですね。ですから、共通部分、それから異なる部分という基礎的なデータベース的なものを相互に比較できるような形、知りうるような形にするのがやはり必要じゃないかなという気がしますね。

他に御意見ございますでしょうか。

無ければ、これ、どうでしょうか、福士委員どうでしょうか、次回ぐらいからやっていただけますか。もう早くやらないと本格撤去に入りますよね。今の時点でやっぱり知っておいた方がいいですね。もう2年半、15回ですから2年半やっているんですね。ですから、もう基礎的な調査が終わって、本格対策で、もう撤去計画まで来て、本格撤去にもう入っているわけですから。今の時点で最終目標に向って相互にどういうことをやっているかということを知り合うというのは必須ですよ、これね。

いかがでしょうか、事務局さん、どっちが先に行くのか分かりませんが、次回ぐらいからもう始めていただけるということは可能でしょうか。

事務局： 岩手県の方とちょっと相談をして、それで決めていきたいと思います。その内容について、また委員の先生方には何らかの形で次の回までには報告したいなと思います。

古市会長： 次の回までに報告して、OKであれば次回にもうそういうことが実現していると考えてよろしいですか、OKであればね。これ、時期はどうなっているんですか。向こうこちらは大体、2ヶ月に1回で同様の時期にやられているんですか。

例えば、今、11月ですけれども、11月のある時期ぐらいにやって2ヶ月に1回というような感じですか。

じゃあ、是非、次回ぐらいに実現するようこの協議会の方では要望しているということで、よろしくご調整をお願いしたいと思います。

では、次の方なんですけれども、全県的な視点で議論をするために、委員の追加を検討することということで、いろいろ御説明、非常に予算的に規制が厳しいというようなお話もございましたけれども。2割カット、厳しいなという気はするんですけれども。この辺につきましては、いかがでしょうか、何か御意見ございますでしょうか。

当初、私が申し上げましたように、全県的な視点でというのが、多分この青森・岩手県境問題、青森の汚染問題に対して県民の抱いているイメージだと思うんですね。ですから、やはりそういう県民の意見・意識をより正しく反映するためには、やはりそういうメンバーの人が参加する必要があるんじゃないかなというふうに私は思います。予算も厳しいでしょうけれども、次のステップと言いますのは、もう基礎的な調査をして対策を考えて、撤去計画がもう出来上がった、お認めいただいたと。そうすると、もう次のステップに入っているんですよ、ある意味で。じゃあどうするかと、修復をした後、跡地をどうするんだと、多額の税金をつぎ込んだ結果として、それが汚染を無くすことができたんですが、そのマイナスをゼロに近づけるだけではなしにプラスに持っていくためにはどうしたらいいんだろうかという、そういう環境再生の目標、これを議論しましょうと、前回もいろいろ御意見いただきましたよね。ですから、そういうステップに、次に移行しているということなんですね。ですから、そういうようなことを議論できるメンバーが必要である。そのメンバーというのが、現メンバーで不十分であるならば追加する必要もあるんじゃないかというのが元々の発想ですよ。

いかがでございましょうか。

小原委員、いかがでしょう、その辺の考え方。財政面、予算のお話もありましたが。

小原委員： 実は、私どもが考えているのは岩手側の話で、二戸市内なものですから。法律的に言えば、一応原状回復ですから、元に戻せと。本当はやった人が元に戻す責任があるわけですが、当事者能力がない。そうすると行政が代わって行政代執行でやる。ただ、それで済むとすると、できるだけ元の姿に近い形にするというのが、法律的には多分そうなんだろうと思いますが、先程来、先生がおっしゃっていますように、私どもも地元としてこれはやらなきゃならないのかなと思っておりまして、環境基本計画の中で、私どもは再生というのを入れていまして、産廃の跡地の取扱いについては、地元中心で考えなければいけないのではないかと私は思っています。できるだけ市民なり県民の応援を求めて、さっきアイデア募集というのもありましたが、できるだけこういう状況があったという歴史的な事実を現場に行ってみるとか、モニタリングを造るとか、あるいは花の綺麗な花木をどんどん植えていくとか、公園風にしてあそこに人が集まることができないとか、いろんなそういうアイデアを集めて大勢の方々に参加して創り上げていくような方法を考えたい。私は二戸の場合については今考えております。

まだ協議会の場、岩手県側の協議会の場では質問としてそういうのはちょっと出たりしますが、まだそこまでいっておりません。私は、地元として、やはり環境再生、さっき出しましたが、災い転じて福と成す、そういうことをしていくには、せめて地元が中心にならないといけないのかなと思って、それにボランティアの方とか、あるいは県とか、そういうところからいろんな御支援をいただいて、公園風にしながら全国的なすごい事件が起きたと、それが他から来ても分かるような解説をして、普段は楽しめるような場、あるいは、もちろん緑を戻して、そこに集えるような場になればいいなと、まだ個人としての考えなんですけど、そういうふうな取り組みをしていきたい。

地形がちょっと岩手側と青森側は違うのですが、整備の時期も少し違ってくるのかもしれませんが、つながっていますから、お互いに関連できるような場になってくれればいいなと思っています。

古市会長： はい、ありがとうございました。

今、小原委員の方からおっしゃっていただきましたけれども、基本的には原状回復、特措法等での費用補助、そういう意味では原状に回復するまでであると。それ以上の跡地利用をどうするかという話については、当地でいろいろ工夫していかなければいけないと。それにつきましては、今日お認めいただきました本格撤去基本計画のところの環境再生の部分でもそういうふうに謳ってございますよね。ただ、それはやるんだと、フローについても環境再生に向けてやるわけですね。再生というの、ある意味で循環型社会における再生とはいかがなものかというぐらいの、ちょっと崇高な立場に立ちましてね、後世に範となるようなものをやっぱり残していかないと、「ああ、じゃあ、まあやっと厄介なのがなくなったね。」ぐらいではちょっと淋しくないかなあというのが小原委員がおっしゃっていただいた内容かなという気がいたします。

第2回の技術顧問会の先生方も、やはりその辺のところをしっかりと、環境再生についてのあり方、県民の方の意見をお聞きして一緒にやっていったらどうかという意見を頂戴しております。

す。ですから、やっぱりそういうものをうまく反映しながらやっていくような協議会の進め方というのがこれから必要じゃないかなと私は考えます。

と言うことで、大変でしょうがという言い方しかないのですが、そういうふうな、必ずしも増やすということではなくて、増やしていただければそれに越したことはないですけども。やはり、全県の御意見が聴けるような、環境再生に向って議論ができるようなこの協議会の形を次のステップとして考えていただけませんかというのが、誰の要望になりますかね、多分皆さんの要望だろうと私は理解いたしますので、この協議会の要望として書き留めていただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

では、次の資料の7に基づきまして、実施計画書変更案についての御説明、よろしく願いします。

事務局： それでは、報告事項の(2)として実施計画書変更案について、資料7に基づいて御報告いたします。

本県の実施計画書につきましては、平成16年1月に環境大臣の同意を得て、この実施計画書に基づいて事業を実施してきております。今般、来年度から開始する本格撤去に向けて、本協議会においてご協議いただいた本格撤去計画の策定、これをするにあたりまして、この実施計画書の変更が必要と考えられる箇所が生じたので、環境省と事前の協議に入っております。

本日、御報告させていただきます実施計画書変更案につきましては、環境省と事前に協議を行っている現時点での変更案となっております。資料の方ですけども、左の欄が現行、中の段が見直し案、右の方が見直し理由となっております。

まず、(1)撤去計画についてですが、現行では「廃棄物の撤去計画は11ヘクタールの区域をA～Fエリアの6区画に分割し、年度毎に以下のとおり撤去する方針としている。」となっております。これを、掘削作業中の硫化水素発生への対策として掘削方法を見直しすることとし、見直し案といたしましては、「廃棄物の撤去計画は、標高の高いエリアからスライス式に掘削することを基本とし、年度ごとに以下のとおり撤去する方針としている。」というふうに変更したいと考えております。

次のアですけども、現行、「地下水の汚染に影響のないAエリアの一時仮置き場の堆肥様物約33,000m³と中間処理場にある堆肥様物約63,000m³を平成15年度から平成18年度に撤去する。」となっておりますところを、撤去実績に基づきまして、見直し案として「地下水の汚染に影響のないAエリアの一時仮置き場の堆肥様物と中間処理場にある堆肥様物及び汚染拡散防止対策で生じた廃棄物約96,000m³を平成16年度から平成18年度に撤去する。」というふうに変更したいと考えております。

次に、(2)処理方法についてですが、現行では、「処理にあたっては、自区内で処理することを基本として、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理をする。」となっているところを、理由の欄ですけども、加熱処理に適さない廃棄物を適正処理するため、処理方法を見直しすることとし、見直し案としては「処理にあたっては、自区内で処理することを基本とする。」、新たに として、「処理方法は、既存の廃棄物処理施設において焼却、焼成、溶融のいずれかの加熱処理をすることを基本に、その性状及び形状等から加熱処理に適さないものについては、廃棄物処理法に基づくそれ以外の適正処理方法のうち最

も合理的な方法により適正に処理する。」というふうに見直したいと考えております。また、
の追加によって、現行の 、 をそれぞれ 、 に変更したいと考えております。

次のページをご覧くださいなのですが、こちらの方は、実施計画の関係図表として、
実施計画の別添資料1の中にある図表でございます。図 - 15、現行がAからFまでのエリア
毎に区分しておりましたが、こちらの方を標高毎のエリアに変更したいと考えてござい
ます。下の緑の線が掘削前の等高線、赤の点線の方が掘削後の等高線となっております。

その裏面をご覧くださいなのですが、こちらが図 - 16になっておりまして、そ
れぞれ原状回復事業の年度別の工事計画等でございますが、これについても実施計画書の本文
に対応いたしまして、上の方の色の付いている部分ですが、AからFまでの廃棄物の撤去の計
画を組んでおりましたところを、下の図の方に書いてありますが標高毎に撤去していくとい
う形に見直しをしたいと考えております。

今後、環境省との事前協議が整えば、産廃特措法の規定に基づきまして関係市町村の意見及
び環境基本法の規定により設置されている審議会、この意見を聞いた上で環境大臣に協議し、
その同意を得るという手続きを経ることになっております。

実施計画書の変更案の報告については以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

この見直し案は、随時効率的に撤去を行うための実際的な要求からこういう案が出て来たわ
けなんですけれども、内容につきましては、もう既に本格撤去計画書にはもう書かれて、済ん
でいるんですね。これを今、環境省と協議をしてやっていますよという途中報告ですね。で
すから、何か変な感じはしますね、承認して、多分通る見込みが高いということによろしいん
ですね。これは特措法でやっていますので、やはりその実施計画に記載した内容というのは、
やっぱり守らないといけませんので、そちらの方も適宜実情に応じて見直すことは可能であ
るとされているようですので、多分いい案は通ると思います。 ということで、こういう
うにやっていますという御報告。

何かこれにつきまして、御質問等ございますか。

無ければもう次に移りたいのですが、ありがとうございました。

次は、廃棄物の処理状況について、資料8に基づきまして御説明よろしく申し上げます。

事務局： それでは資料8をご覧ください。県境の不法投棄現場からの廃棄物の撤去につきまして、4月
当初から青森・八戸向けの搬出に続きまして新たに運搬処分の契約を締結し撤去を開始しまし
たので報告いたします。

まず最初に、選別ヤードでの選別作業で発生する100ミリ以上の大きさの廃棄物のうち、廃
プラスチック類及び木くずの特管物ではない産業廃棄物につきまして、運搬と焼却処理を併せ
て委託することといたしました。契約相手方は、八戸市の株式会社庄司興業所、契約期間につ
きましては今年度いっぱいまでとなります。なお、実際に焼却処理を行う場所は、八戸市の櫛
引にあります庄司興業所の中間処理場となります。搬出につきましては、選別作業で発生する
廃プラスチック類などが、ヤードに設置したコンテナの中に溜り次第の搬出となります。現在
のところ週に1回程度と見込んでおります。

次に、遮水壁工事の施工に伴い、工事の妨げとなる地中障害物が発見されております。これ

は大型のコンクリート構造物ですが、その中身とこれまでの現場の経緯から、過去に他県から運ばれた一般廃棄物を遮断型の最終処分場に封じ込めていたものであることが確認されましたので、田子町区域の一般廃棄物処理施設であります三戸地区クリーンセンターにおきまして処理することとしました。運搬につきましては、地元田子町の釜淵運送有限会社に委託しております。契約期間は、運搬と処理の完了を今年度いっぱいに見込んでおりますので、3月31日までとなります。搬出につきましては、処理先の三戸地区クリーンセンターの業務が集中しないように、原則として月曜日・水曜日・木曜日の週に3日間としております。

以上、資料8について説明いたしました。

古市会長： はい、ありがとうございました。

廃プラスチック類及び木くずの処分と、地中障害物、廃棄物が出て、遮断型ですけども、その中の廃棄物の処理施設のお話でした。これ、遮断型の処分場の内容物なんですけど、これ、処理しても普通の処理施設で処理できるような形にするんですね。

事務局： 中身につきましては、元々が一般家庭から搬出された普通の家庭ゴミで、三戸地区クリーンセンターさんの方では可燃物と不燃物に分けて搬入して下さいということでしたので、こちらの方で可燃物・不燃物に仕分けをして搬出しております。中身につきましては、ほとんどビニール袋とか廃プラ類が可燃物、あとビンとか缶が不燃物というふうになっております。

古市会長： 聞きたかったのはね、一般的に遮断型と言うと非常に有害な廃棄物を処理する所なんですよ。御存知だと思いますが、安定型・管理型・遮断型と。ですから、これは管理型処分場ということですね。

事務局： ちょっと経緯を説明しますと、これは他県の方から一般廃棄物として現場に運ばれたものを、ちゃんと適正に処分するというので、町と県と排出した市と協議をして、そして遮断型にしてしまおうという具合に3者で協議して、それで遮断型の、そこまではする必要はないんですよ、一般廃棄物ですから、本来ならばなくてもいいのですが、そこを遮断型の処分場として封じ込めてしまいたいということだったので当時造ったものなんです。

古市会長： 内容物は一廃ですから管理型でいいわけですね。管理型の、いわゆる区分としての管理型の一般廃棄物を、形状としては遮断型の所に処分したという理解でよろしいですか。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 分かりました。

ということですよ。何か御意見、御質問ございますか。
福士委員、お願いします。

福士委員： 1番と2番の量ですね、廃棄物の量の目安、大体お分かりになりますか。

事務局： まず最初の方ですが、大体週に1回で1トン弱と見込んでおります、1回あたりの搬出量が。2番の方ですが、現在仕分けして搬出する予定がおおよそ1,000トンと見込んでおります。

古市会長： 福士委員、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

他にございませんようでしたら次にまいりたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、4番目の廃棄物本格撤去選別施設の建設についてということで、資料9でしょうか。

事務局： 汚染拡散防止対策担当の八木澤でございます。お手元の資料9で御説明いたします。

廃棄物の本格撤去選別施設工事ということで、今月の2日に入札をいたしました。請負者が八戸市にあります寺下建設株式会社、請負金額が302,715千円でございます。工期につきましては、今月9日から来年の7月31日まで。工事概要といたしましては、選別ヤードの舗装102m×60m、保管ヤード30m×40m、選別施設の建屋工ということで、選別ヤード内に建屋を建てますけれども、14m×60mを3棟ということになります。

次のページに、平面図を添付しております。左の方に現選別ヤードということで、黄色くちょっと色づけしていますが、その上の方に新選別ヤードということで、幅が60m、長さが102mございます。その周りのちょっと濃いクリーム色ですけれども、ここが周回道路ということで、ゴミを掘削したトラック、並びに天蓋車が時計回りの方に回るということを計画しております。赤いところが屋根付きの建屋の保管ヤードになります。それから、その右の方にトラックスケールというものを書いていますけれども、今は水亦集落の近くにトラックスケールがありまして、そこで測っていますけれども、来年からはこの現場でトラックの重量計量をするという計画になっております。

お手元の図面の右側に、黄緑色で岩手県施工の矢板のラインを書いていますけれども、今のこの選別ヤードと岩手県さんの方で施工する矢板の位置関係が近いところにありますけれども、岩手さんの方で、先週試験打ち込みをやっていたようですが、近いうちに本格的に矢板打ち込みの工事になるかと思えます。

次のページですが、できればこういう形になりますよということで、上の方の図が西側から見ていて、青森県側から岩手県側を見た場合には、こういう建屋が3棟立ちますよということです。右の方から掘削物の搬入があって、保管ヤード、水分調整ヤード、保管ヤード、分別ヤードとありますけれども、年間を通すと西風が多ございますので、西側の方にはそういう分別ヤードと水分調整ヤードにつきましてはパネルゲート、そういうのを設置しまして、作業が風で影響がないような措置を考えております。ちなみに、その両端は搬入ヤードも搬出ヤードもトラックとか天蓋車の出入りが多くなりますから、ゲートは計画しておりません。

その下の方に、建屋の断面図ということで、幅60m、高さが11mのものが建設されます。現在のものよりも1mちょっとぐらい低い感じの建物になります。

お手元の資料は以上ですけれども、写真を用意いたしました。南側の和平の牧場の方から撮った写真ですが、一番上が2年前11月頃です。部分的に工事はやっていたのですけれども、現場全体は草ボーボーの状態でした。真ん中が昨年8月の状態です。工事用のブルーシートを張りました。ラグーンの方で水処理施設が完成しましたので、それと前後してブルーシートを張ったんですけれども、雨水と地下水の分離という目的でブルーシートを全面に張っておりま

す。この直後から遮水壁の工事が始まったわけですがけれども、その下が今週15日の状況の写真です。壁の工事ができて、それから真ん中辺が白くなっておりますけれども、現場の半分、標高の低い方は平成21年以降の掘削になりますので、耐用年数の長いと言いますか、通気性の遮水シートを張っております。さらに場内の工事用道路を今さかんにやっております。

次の写真、これが低い方の、今最中やっているシートで、私は工事担当なのでこの押さえの丸太が綺麗に配置されているなど、自画自賛したいと思います。

次のページ、お願いします。次のページがこれから本格撤去ヤードが建ちますAエリアの状況です。上が夏、8月の状態で、まだ廃棄物を掘削している時ですがけれども、下が廃棄物を出し終わりました、整地をして、来週から現地に入るといふことなんですけれども、工事着手を待っている状態でございます。

以上でした。

古市会長： はい、ありがとうございました。

選別施設を工事する予定のところですね。その2年ぐらい前からの変化を踏まえながら御説明いただきました。しっかりやっていますよということがこれでお分かりいただけたかと思っておりますけれども。

何かこれにつきまして御質問等ございますでしょうか。

釜淵さん、お願いします。

釜淵委員： 新しく選別ヤードができるわけですが、今、産廃を撤去して整地したというお話を受けましたが、整地した後の土壌は大丈夫と認識してよろしいでしょうか。

事務局： Aエリアのところは、本格撤去計画がまだ立案されていませんでしたけれども、部分的にガス調査、それから重金属等のボーリング調査をしております。あと、もう少し、ちょっとA2エリアと言うか、南側の方ですがけれども、その完全な地山の調査はまだしておりませんので、本格撤去が進むにつれて併行してやっていきたいと思っています。

古市会長： いかがですか。

釜淵委員： よろしくお願ひしたいです。

古市会長： ありがとうございました。

この調子でやって下さいということだろうと思います。ありがとうございました。

では、最後になりましたけれども、5番目の廃棄物一次撤去マニュアルの修正についてということで、資料10番ですね。よろしくお願ひします。

事務局： 周辺生活安全対策担当の山内と申します。資料10をご覧になっていただきたいと思います。

先ほど資料8の方で説明がありました廃プラスチック類、木くずの運搬・処理が始まりましたので、その関係で廃棄物一次撤去マニュアルを修正するという事で御報告いたします。

平成18年10月17日に株式会社庄司興業所と普通産業廃棄物の運搬・処理業務の契約を

締結したことに伴いまして、下記のとおり廃棄物一次撤去マニュアルを修正することといたしました。3箇所ございます。§ 1の全体管理マニュアルでございます。次のページをご覧ください。次のページを閲覧になっていただきたいと思います。枠で囲っているところの下から4行目のところでございます。受け入れ先、その3、株式会社庄司興業所、住所、八戸市大字櫛引字長平6番地78(事業所)、実際に運び込む場所がここということになります。それから、§ 4の運搬マニュアルの方でございます。次のページの地図でございます。八戸方面の運搬ルートでございます。これまでは現場から八戸セメントに運び込む搬出経路を書いてございましたが、それに今回株式会社庄司興業所さんのルートが加わりましたので、その図にあるような形で追加してございます。それから3箇所目ですが、§ 8の緊急時対応マニュアルでございます。この表の右側の下の部分でございます。下から3段目になりますが、そこに青森県側の業者ということで、株式会社庄司興業所収集運搬処分業務(焼却)という形で書いてございまして、中間処理施設、それから運搬車両を管理する運行管理センター、こちらの電話番号とFAX番号を追加してございます。以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

修正事項は、こういうことでやりますという御報告でした。

何か、これにつきまして御質問等ございますか。

無ければ、予定された報告事項はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

その他の事項、何かございますでしょうか。事務局の方、何かございますか。

無いですか。

委員の先生方の方から何か、全体を通してでも結構ですが、何か御意見・御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

ちょうど3時、時間になりました。今日は一番大きなところの協議事項であります廃棄物本格撤去計画書ですね、これについて御審議いただきまして、活発な御意見をいただきました。釜淵さん、川本さん、それから大久保さん、工藤さんの方からいただきました。一々ここで再度申し上げませんけれども、そういう御意見を踏まえながらしっかりこの計画どおり進めていただけたらと思います。ここのところの本格撤去のマニュアルというのは次回にご提示いただけるのですか。今日は目次構成ぐらいしか出ていませんけれども、いかがなものでしょうか。

事務局： マニュアルについては、ちょっと時間をいただきたいのですが、次回に提出できるかどうか、ちょっと今のところ、ここでは約束できないんですけれども。

ただ、一つは、実施計画の変更との絡みがございますので、そっちの方の進行状況と併せて整理したいなと思っていました。

古市会長： なるほどね。環境省とのその辺の折衝というのは、年内ぐらいに終わるんですか。年度内。

事務局： こちらとしては年内に終えて手続きに入りたいなと思ってます。

古市会長： 分かりました。

では、そのような予定で進めていただくということにしたいと思います。報告事項ですが、今日御説明いただいたとおりでございますが、資料6につきまして、今後の岩手県との合同開催の部分と委員の追加の部分、これにつきましては先ほど委員の方々からご要望がありましたように、合同開催につきましては次回を目指して、事務局の方が総括したものを相互の協議会で御報告するような段取りを取り付けていただきたいというのが1点目ですね。委員の追加の部分につきましては、やはり全県的立場でマイナスをゼロに持っていくのではなく、それをプラスに転化するような環境再生のあり方、循環型社会にふさわしい環境再生のあり方について全県的な視点から検討していけるような、そのような協議会のあり方を御検討下さいというのがご要望でした。この辺もよろしく願いいたします。

以上で今日の協議会は全ての案件が終わりましたので、これで終了したいと思います。それでは私の役割は済みましたので、マイクを司会の方にお返ししたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

司会： どうも、長時間にわたりまして古市会長、議事進行の方、ありがとうございました。そして各委員の皆様には、ご協議いただきまして本当にありがとうございます。なお、先ほどからありました次回の協議会でございますが、第16回の協議会でございますが、来年、年明けの2月24日の土曜日に開催することとしております。時間とか会場につきましては、また追って決まり次第連絡いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして第15回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。